

# 令和7年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務 提案競技 仕様書

## 1 業務名称

令和7年度次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォーム等運営業務

## 2 業務の目的

島根県内のヘルスケアビジネス事業者に対する、“新規参入” “事業拡大” “販路拡大” に資する広報支援・情報の提供、および県内外の関連企業との交流の場の提供を目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

## 4 業務内容

### (1) 次世代産業(ヘルスケア)事業化支援プラットフォームの運営業務

#### ア 専用ホームページの開設/管理/運営 (広報支援)

- ・対象となる県内企業 30 社以内に対し、専用ホームページにて製品・サービスの掲載を行う。
- ・掲載企業からの素材収集、情報整理、内容確認、掲載編集作業を行う。なお、現行の専用ホームページに掲載されている企業分については、各企業へ確認のうえ内容の更新(年1回/8~10月)を行う。
- ・掲載県内企業に対し、県内外のメーカ・ディーラ等との交渉の場を提供する。
- ・島根県情報セキュリティポリシーに基づいて適切に運用・保守しセキュリティレポートを適宜県へ報告するとともに、県の指示に基づきコンテンツを適宜編集する。

#### イ ヘルスケアビジネス関連セミナーの開催 (情報提供、交流の場の提供)

- ・業務期間内に、ヘルスケアビジネス関連セミナーを2回実施する。
- ・開催方式は、原則対面形式とオンライン形式のハイブリッドとする。
- ・開催セミナーの周知、集客を行い、当日はスタッフ2名以上を派遣の上、司会、参加者アンケートを実施する。
- ・開催セミナーには、関連講師2名を招聘する。
- ・開催セミナーの内容・招聘講師については、島根県担当者および島根県が指名するアドバイザーと協議の上、調整する。
- ・なお、本事業の委託費には、セミナー会場の使用料、招聘講師の報償費、旅費を含む。
- ・セミナー・勉強会開催後、実施報告(参加者アンケート、開催レポート)を作成する。

#### ウ チラシ資料の作成

- ・県が指定するヘルスケアビジネス支援事業に関するチラシ資料3種以内のデザイン作成を行う。

### (2) 独自企画提案業務

その他、「2 業務の目的」に有効な取組で、提案競技において受託者が提案し県と調整を図った業務。

### (3) 事業報告書作成業務

令和8年3月10日までに以下の内容をまとめた完了報告書を提出すること。

- ・専用ホームページへの参加者名簿
- ・専用ホームページへの参加者活用報告 (アクセス解析等)
- ・専用ホームページを利用したマッチング状況の報告
- ・セミナー/勉強会の実施報告

## 5 業務スケジュール

- ・契約日～令和8年3月10日 専用ホームページの管理/運営
- ・セミナー/勉強会の開催
  - ①令和7年6～7月 セミナーの開催  
(内容例:ヘルスケアビジネス一般、交流会)
  - ②令和7年10～12月 セミナーの開催  
(内容例:スタートアップ企業経営者、グループワーク)

## 6 守秘義務

受託者は、本業務で知り得た企業等の情報を、本業務の実施のためだけに利用し、業務終了後に於いても守秘義務を厳守するものとする。

## 7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、島根県ホームページ上で公開している過年度実施した「次世代産業（ヘルスケアビジネス）の創出」の取組経緯を十分に踏まえること。  
※ <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/healthcare/>
- (2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。
- (3) 本委託業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- (4) 各種イベントの企画・実施の方針検討や事業の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- (5) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 本委託業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (9) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。